

医政総発0327第03号
令和8年3月27日

都道府県知事
保健所設置市長 殿
特別区長

厚生労働省医政局総務課長
(公 印 省 略)

医療法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令等の施行について
(通知)

医療法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（令和8年政令第25号。以下「改正政令」という。）については令和8年3月11日に、医療法施行規則等の一部を改正する省令（令和8年厚生労働省令第39号。以下「改正省令」という。）については令和8年3月27日に公布され、ともに令和8年4月1日から施行されます。

これらの改正の趣旨及び改正の内容等（一般社団法人（公益社団法人を除く。以下同じ。）が開設する病院又は診療所の非営利性等の確保に係るものに限る。）は下記のとおりですので、十分御了知の上、管内の関係機関等に対し、その周知を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いいたします。

記

第一 改正の趣旨

医療法（昭和23年法律第205号）に基づき、病院又は診療所の開設・経営等については非営利性が求められている。一方で、登記のみで簡易に設立することができる一般社団法人が開設する病院又は診療所の数は、近年急増しており、事業・経営実態を定期的に監視する仕組みがないこと等を背景として、非営利性等の確保の観点から課題が指摘されている。

こうした状況及び令和6年12月25日に社会保障審議会医療部会が取りまとめた「2040年頃に向けた医療提供体制の総合的な改革に関する意見」を踏まえ、病院又は診療所を開設する一般社団法人の非営利性等を確保するため、当該法人に対して、事業報告書等の書類を届け出させる手続を新設する。

第二 改正政令の主な内容

- 1 医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号）の一部改正
 - （1） 病院又は診療所を開設する一般社団法人は、厚生労働省令で定めるところにより、毎会計年度終了後 3 月以内に、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第 123 条第 2 項の規定により作成された同項に規定する計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書（附属明細書にあっては、厚生労働省令で定めるものに限る。）（以下「計算書類等」という。）を、当該病院又は診療所の所在地の都道府県知事（診療所にあっては、その開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長。以下「都道府県知事等」という。）に届けなければならないものとする。（第 4 条の 7 関係）
 - （2） その他所要の改正を行う。
- 2 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）の一部改正
 - （1） 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の規定により、指定都市が処理する医療に関する事務に、1（1）の規定により、都道府県が処理することとされている事務を追加する。（第 174 条の 35 第 1 項関係）
 - （2） その他所要の改正を行う。

第三 改正省令の主な内容

- 1 第二の 1（1）に基づき、病院又は診療所を開設する一般社団法人が計算書類等を届け出る方法は、書面による提出又は電磁的方法による提出であるとする。（医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 9 条の 2 の 4 関係）
- 2 第二の 1（1）に基づき、届け出なければならない附属明細書は、
 - ・ 直近の会計年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が 50 億円以上 又は
 - ・ 直近の会計年度に係る損益計算書の事業収益の部に計上した額の合計が 70 億円以上である一般社団法人について、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 123 条第 2 項の規定により作成された附属明細書とする。（医療法施行規則第 9 条の 2 の 5 関係）

第四 施行期日

改正政令及び改正省令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行するものとする。

なお、第二の 1（1）の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以後に始まる会計年度に

ついて適用する。具体的には、都道府県知事等は、最も早い場合には、令和9年4月1日以降、一般社団法人から令和8年度の計算書類等の届出を受け付けることとなる。

第五 その他

改正政令及び改正省令の施行にあたって、病院又は診療所を開設する一般社団法人が届け出なければならない計算書類等の様式等及び届出書類やその他の書類等を用いて都道府県知事等が確認すべき事項や立入検査を行う際の留意点については、追って通知する予定である。

○厚生労働省令第四十六号
 医療法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八十七号）の一部の施行及び医療法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第二十五号）の施行に伴い、関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、医療法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月二十七日
 医療法施行規則等の一部を改正する省令
 （医療法施行規則の一部改正）

第一条 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第一章の二 医療に関する選択の支援等（第一条の二の二―第一条の十の二）</p> <p>第一章の三 医療の安全の確保（第一条の十の二―第一条の十三の十）</p> <p>第一章の四 病院、診療所、助産所等の開設等（第一条の十四―第七条）</p> <p>第二章 病院、診療所、助産所等の管理（第七条の二―第十五条の四）</p> <p>第三章 病院、診療所、助産所等の構造設備等（第十六条―第二十三条）</p> <p>第四章～第七章 (略)</p> <p>附則</p> <p>第一条の十の二 法第六条の七の二の厚生労働省令で定める場合は、オンライン診療受診施設が医療を提供するものではない旨を、医療を受ける者が理解できる方法により明示した上で、次に掲げる事項の広告をする場合とする。</p> <p>一 オンライン診療受診施設の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項並びにオンライン診療受診施設の設置者の氏名（設置者が法人である場合にあつては、当該法人の名称並びに第九条の六の十七第二項の管理及び運営を行う責任者の氏名）</p> <p>二 オンライン診療受診施設における施設、設備又は従業者に関する事項</p> <p>三 オンライン診療受診施設の営業日若しくは営業時間又は予約による実施の有無、第九条の六の十七の規定に基づき実施する措置その他のオンライン診療受診施設の管理又は運営に関する事項</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、医療を受ける者による医療に関する適切な選択が阻害されるおそれがない事項</p> <p>第一条の十の二 (略)</p>	<p>目次</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第一章の二 医療に関する選択の支援等（第一条の二の二―第一条の十の二）</p> <p>第一章の三 医療の安全の確保（第一条の十の二―第一条の十三の十）</p> <p>第一章の四 病院、診療所及び助産所の開設（第一条の十四―第七条）</p> <p>第二章 病院、診療所及び助産所の管理（第七条の二―第十五条の四）</p> <p>第三章 病院、診療所及び助産所の構造設備（第十六条―第二十三条）</p> <p>第四章～第七章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(新設)</p> <p>第一条の十の二 (略)</p>

- 三 設置の場所
- 四 敷地の面積及び平面図
- 五 建物の構造概要及び平面図
- 六 設置者が法人であるときは、定款、寄附行為又は条例
- 七 設置の年月日

第二章 病院、診療所、助産所等の管理

第九条の二の四 令第四条の七の規定による届出は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

- 一 書面の提出
- 二 電磁的方法による提出

第九条の二の五 令第四条の七に規定する厚生労働省令で定める附属明細書は、直近の会計年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が五十億円以上又は直近の会計年度に係る損益計算書の事業収益の部に計上した額の合計額が七十億円以上である一般社団法人（公益社団法人を除く。）について、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第二百二十三条第二項の規定により作成された附属明細書とする。

(新設)

(オンライン診療基準)

第九条の六の二 法第十四条の三第一項の厚生労働省令で定めるオンライン診療の適切な実施に関する基準（次項及び第九条の六の十五において「オンライン診療基準」という。）は、次条から第九条の六の十九までに定めるところによる。

(新設)

2 前項の規定にかかわらず、介護老人保健施設又は介護医療院に勤務する医師又は歯科医師が行うオンライン診療に関するオンライン診療基準は、別に厚生労働省令で定めるところによる。
(基本理念)

第九条の六の三 オンライン診療は、医療の質の向上、患者の医療を受ける機会の確保及び患者の治療に対する能動的な参画を通じた治療の効果の最大化を目的として行われなければならない。

(新設)

2 オンライン診療を行う医師又は歯科医師は、次に掲げる事項に留意してオンライン診療を行わなければならない。

- 一 電子情報処理組織を使用し、映像及び音声の送受信により確認する方法では、一般に、患者の心身の状態に関して得られる情報が、対面による場合と比較して限定されること。
- 二 オンライン診療は、原則として対面による診療（以下「対面診療」という。）と適切に組み合わせることを求められること。
- 三 オンライン診療は、患者からの求めに応じて行われるものであり、研究を主たる目的として行い、又は医療の担い手の都合のみにより行つてはならないこと。

(診療計画)

第九条の六の四 医師又は歯科医師は、次項の場合を除き、オンライン診療を行う前に、患者の心身の状態について、対面診療により医学的評価を行い、当該評価に基づいて、次に掲げる事項を記載した診療計画（以下「診療計画」という。）を定め、二年間保存するものとする。

(新設)

- 一 オンライン診療で行う具体的な診療内容に関する事項
- 二 オンライン診療と対面診療及び検査の組み合わせに関する事項
- 三 診療時間に関する事項
- 四 オンライン診療の方法に関する事項

八条第一項及び第十条において「養成施設の指定」という。を受けようとする養成施設の設置者にあつては、その所在地を管轄する都道府県知事）に提出しなければならない。

一〇九 (略)

十 精神科病院、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する病院若しくは診療所（精神病床を有するもの又は同法第八条第一項若しくは医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第四条の二の規定により精神科若しくは心療内科を担当診療科名として届け出ているものに限る。）（以下「精神科病院等」という。）又は厚生労働大臣が別に定める施設若しくは事業のうち別表第一又は別表第三に規定するソーシャルワーク実習（以下「ソーシャルワーク実習」という。）を行うのに適当なもの（以下「実習施設等」という。）の概要及び実習指導者の氏名

十一 (略)
十二 (略)
十三 (略)

（高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の一部改正）

第八条 高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第四百十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

	改 正 後	改 正 前
附 則	附 則 （法附則第二条の厚生労働省令で定める者）	附 則 （法附則第二条の厚生労働省令で定める者）
第六条	第六条 法附則第二条の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。 一・二 (略)	第六条 法附則第二条の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。 一・二 (略)
三	三 医療法第八条第一項の規定により診療所の開設の届出をした者	三 医療法第八条の規定により診療所の開設の届出をした者

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の医療法施行規則（以下「新規則」という。）別表第一第二の項第一号ロの規定は、令和九年一月一日以降に行われる医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六条の三第一項の規定による報告から適用する。

第三条 この省令の施行の際現にその勤務する医師又は歯科医師がオンライン診療（医療法等の一部を改正する法律第一条の規定による改正後の医療法第二条の二第一項のオンライン診療をいう。）を行っている病院又は診療所の開設者については、令和九年三月三十一日までの間、新規則第三条第二項及び第四条第三号（いずれも新規則第三条第一項第五号に係る部分に限る。）の規定は適用しない。